⑴	不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	土地、建物 （仁戸名宿舎Ｄ） 帳簿価額（取得時）：9,531,397円 帳簿価額（申請時）：8,205,590円	土地、建物 （成田宿舎） 帳簿価額（取得時）：27,478,083円 帳簿価額（申請時）：21,558,830円	土地、建物 （佐原宿舎101号） 帳簿価額（取得時）：11,640,849円 帳簿価額（申請時）：9,371,018円
⑵	不要財産となった理由	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため
⑶	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑷	譲渡収入による現金納付等を行う予定である資産に係る譲渡収入の額	11,000,000円 (2,727,006円)	9,950,000円 (7,462,500円)	7,970,000円 (4,622,600円)
⑸	国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	830,828円 (―)	755,853円 (334,843円)	748,243円 (333,716円)
⑹	国庫納付等の額	2,727,006円	7,127,657円	4,288,884円
⑺	国庫納付等が行われた年月日	―	―	―
⑻	減資額	―	―	―

(注) ⑴の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑷⑸の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑺については、平成27年４月16日に国庫納付が行われております。
⑻については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

⑴	不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	土地、建物 （千町宿舎） 帳簿価額（取得時）：177,041,770円 帳簿価額（申請時）：157,008,628円	建物 （亀岡宿舎） 帳簿価額（取得時）：36,338,154円 帳簿価額（申請時）：9,319,247円	車両運搬具 （マイクロバス　２台） 帳簿価額（取得時）：1,873,879円 帳簿価額（申請時）：1,873,879円
⑵	不要財産となった理由	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため
⑶	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑷	譲渡収入による現金納付等を行う予定である資産に係る譲渡収入の額	197,080,000円 (94,076,197円)	15,908,710円 (12,780,017円)	1,783,986円 (858,102円)
⑸	国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	1,492,050円 (299,902円)	194,250円 (118,104円)	―
⑹	国庫納付等の額	93,776,295円	12,661,913円	858,102円
⑺	国庫納付等が行われた年月日	―	―	―
⑻	減資額	―	―	―

(注) ⑴の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑷⑸の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑺については、平成27年４月16日に国庫納付が行われております。
⑻については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。